

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 29 年 3 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 基幹統計調査の承認

総括表	1
医療施設調査	2
患者調査	4
特定サービス産業実態調査	7
労働力調査	9
科学技術研究調査	11

2 一般統計調査の承認

総括表	15
受療行動調査	16
社会保障・人口問題基本調査	18
雇用動向調査	22
労使関係総合調査	25
中小企業実態基本調査	27
外資系企業動向調査	29
建設機械動向調査	30

3 届出統計調査の届出

(1) 新規	31
(2) 変更	31

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料(「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下「本月報」という。))は、表紙に示した月の1か月に総務省政策統括官(統計基準担当)が、統計法(平成19年法律第53号)に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計(後記3(1)参照)の指定、変更又は解除があった場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

統計法(昭和22年法律第18号) 旧統計法

統計法(平成19年法律第53号)^(注1) 新統計法

統計報告調整法(昭和27年法律第148号)^(注2) 旧統計報告調整法

(注1)旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

(注2)新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

(1)「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階(平成21年4月1日)で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

(2)「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう(新統計法第2条第6項)。

(3)「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう(新統計法第2条第7項)。

(4)「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体(第24条第1項)及び独立行政法人等(第25条)^(注3)である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず(経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ)、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

(注3)地方公共団体については、統計法施行令(平成20年政令第334号)第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

(5)「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう(旧統計法第3条)。

(6)「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査及び一般統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数 / 母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない。） 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
記 入	調査票への記入（又は入力）を報告者自らが行うものを「自計」、調査員や職員が行うものを「他計」、両者を用いるものを「自計・他計併用」と記載した。
把 握 時 間	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 （注）一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

[総括表]

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
医療施設調査	厚生労働大臣	平成29年調査の実施に当たり、以下の変更を行う。 調査事項の変更 ア 診療時間外に受診した患者の延数等の削除 イ 職種別従事者数の新設等 調査方法の変更 ア 動態調査について全面的にオンライン調査に移行 イ 静態調査・動態調査ともに、電磁的記録媒体による提出を廃止 集計事項の変更	H29.3.1
患者調査	厚生労働大臣	平成29年調査の実施に当たり、以下の変更を行う。 調査事項の変更 ア 「副傷病名」の選択肢の変更 イ 「手術の有無」欄の「手術名」等の削除等 調査方法の変更 郵送調査と併用して一部の対象について導入していたオンライン調査を調査全体に拡大	H29.3.1
特定サービス産業実態調査	経済産業大臣	集計事項の記載方法を一覧表形式に変更	H29.3.1
労働力調査	総務大臣	平成30年1月分の調査から、以下の変更を行う。 調査事項の変更 「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」の移設・追加等 集計事項の変更	H29.3.29
科学技術研究調査	総務大臣	平成29年調査の実施に当たり、集計事項について、以下に掲げる事項を変更 男女別集計の追加 集計表の分割等 専従換算値の追加表章	H29.3.30

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な承認内容を掲載したものである。

【調査名】	医療施設調査
承認年月日	平成29年3月1日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
目的	医療施設（医療法に定める病院及び診療所）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、昭和23年に実施された「施設面からみた医療調査」を前身とするものであり、昭和28年からは、指定統計調査として、現在の「医療施設調査」の名称で毎年実施することとなった。</p> <p>また、昭和48年からは、都道府県等を対象として、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療施設からの開設・廃止等の申請・届出に基づく情報を把握する「動態調査」を毎月実施し、昭和50年からは、全ての医療施設を対象として、当該施設の詳細な実態を把握する「静態調査」を3年ごとに実施してきた。</p> <p>その後、平成21年4月に新統計法が全面施行されたことに伴い、基幹統計である医療施設統計を作成するための基幹統計調査として位置付けられた。</p> <p>平成23年からは、それまでの郵送調査に加え、病院を対象にオンライン調査を導入し、26年においては、一般診療所についても、試行的にオンライン調査を導入していた。しかし、平成29年調査からは、一般診療所及び歯科診療所についてもオンライン調査を可能とし、静態調査全体として、郵送調査とオンライン調査の併用するとともに、動態調査については、郵送調査を廃止し、全面的にオンライン調査で行うこととされた。</p>
調査票の構成	1－医療施設静態調査（病院票） 2－医療施設静態調査（一般診療所票） 3－医療施設静態調査（歯科診療所票） 4－医療施設動態調査票
公表備考	インターネット及び印刷物（静態調査：平成30年10月、動態調査：調査対象月の翌々月下旬） 今回の承認は、平成29年（動態調査については平成29年10月）以降の調査に関する変更承認
調査票－1	医療施設静態調査（病院票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	病院
客体数／母集団数	8,449（平成28年8月現在）
選定方法	全数
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・取集	郵送・オンライン
記入	自計
把握時	平成29年10月1日現在又は平成29年9月の1か月間
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成29年10月1日～11月上旬
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 開設者、4. 診療科目、5. 設備、6. 従事者の数及びその勤務の状況、7. 許可病床数、8. 社会保険診療の状況、9. 救急病院・診療所の告示の有無、10. 診療及び検査の実施の状況、11. その他（1～10に関連する事項）
調査票－2	医療施設静態調査（一般診療所票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	一般診療所
客体数／母集団数	101,469（平成28年8月現在）
選定方法	全数
母集団情報	医療施設基本ファイル

配布・取集	郵送・オンライン
記入	自計
把握時	平成29年10月1日現在又は平成29年9月の1か月間
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成29年10月1日～11月上旬
調査事項	医療施設静態調査（病院票）に同じ
調査票－3	医療施設静態調査（歯科診療所票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	歯科診療所
客体数／母集団数	68,910（平成28年8月現在）
選定方法	全数
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・取集	郵送・オンライン
記入	自計
把握時	平成29年10月1日現在又は平成29年9月の1か月間
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成29年10月1日～11月上旬
調査事項	医療施設静態調査（病院票）に同じ
調査票－4	医療施設動態調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	医療法、医療法施行令（昭和23年政令第326号）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）又は救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った全ての都道府県、保健所を設置する市及び特別区
客体数／母集団数	都道府県：47、保健所を設置する市：72、特別区：23
選定方法	全数
母集団情報	対象範囲（属性）に同じ
配布・取集	オンライン
記入	自計
把握時	毎月1日～月末
調査組織	厚生労働省－報告者（都道府県） 厚生労働省－都道府県－報告者（保健所を設置する市・特別区）
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査対象月の翌月20日
調査事項	1. 開設の場合（1）名称、（2）開設年月日、（3）所在地、（4）開設者、（5）診療科目、（6）許可病床数、（7）従事者数、（8）社会保険診療の状況、（9）その他（（1）～（8）に関連する事項） 2. 変更の場合（1）名称、（2）変更年月日、（3）診療科目、（4）許可病床数、（5）その他（（1）～（4）に関連する事項） 3. 開設及び変更以外の場合（1）名称、（2）処分等の年月日、（3）処分等の種類、（4）その他（（1）～（3）に関連する事項）

【調査名】	患者調査
承認年月日	平成29年3月1日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
目的	医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（同法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>昭和23年に実施された「施設面からみた医療調査」を前身とするものであり、昭和28年からは、指定統計調査として、「患者調査」の名称により毎年実施することとなった。</p> <p>昭和59年からは、地域別表章が可能となるよう報告者数を増加するとともに、全ての医療施設を対象として当該施設の詳細な実態を把握する医療施設調査（静態調査）と同時期に3年ごとに実施されることとなった。</p> <p>その後、平成21年4月に新統計法が全面施行されたことに伴い、基幹統計である患者統計を作成するための基幹統計調査として位置付けられた。</p> <p>平成26年からは、それまでの郵送調査に加え、病院を対象にオンライン調査を導入していたが、29年調査からは、一般診療所及び歯科診療所についてもオンライン調査を可能とし、調査全体として、郵送調査とオンライン調査の併用で行うこととされた。</p>
調査票の構成	1－病院入院（奇数）票 2－病院外来（奇数）票 3－病院（偶数）票 4－一般診療所票 5－歯科診療所票 6－病院退院票 7－一般診療所退院票
公表	インターネット及び印刷物（平成30年10月）
備考	今回の承認は、平成29年以降の調査についての変更承認
調査票－1	病院入院（奇数）票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	病院
客体数／母集団数	約6,500／8,449（母集団数は、平成28年8月現在）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・収集	【配布】郵送、【収集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	平成29年の10月の3日間のうち医療施設ごとに定める1日（以下、この調査において「指定日」という。）に入院している患者の入院から指定日までの間
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調査周期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時的調査を行う。）
実施期間又は提出期限	平成29年9月1日～平成30年1月上旬
調査事項	<p>指定日に入院している患者の入院から指定日までに関する事項</p> <p>1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 入院年月日、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 病床の種別、8. 紹介の状況、9. 来院時の状況、10. 入院の状況</p>
調査票－2	病院外来（奇数）票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	病院
客体数／母集団数	約3,400／8,449（母集団数は、平成28年8月現在）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・収集	【配布】郵送、【収集】郵送・オンライン

記入	自計
把握時	指定日
調査組織	厚生労働省一都道府県一（保健所を設置する市・特別区）一保健所一報告者
調査周期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。）
実施期間又は提出期限	平成29年9月1日～平成30年1月上旬
調査事項	指定日に外来で受療した患者に関する指定日における事項 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 外来の種別、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 紹介の状況、8. 来院時の状況
調査票－3	病院（偶数）票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	病院
客体数／母集団数	約6,500／8,449（母集団数は、平成28年8月現在）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	指定日
調査組織	厚生労働省一都道府県一（保健所を設置する市・特別区）一保健所一報告者
調査周期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。）
実施期間又は提出期限	平成29年9月1日～平成30年1月上旬
調査事項	指定日に入院又は外来で受療した患者に関する指定日における事項 1. 入院・外来の別、2. 性別、3. 出生年月日
調査票－4	一般診療所票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	一般診療所
客体数／母集団数	約6,000／101,469（母集団数は、平成28年8月現在）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	入院の場合：指定日に入院している患者の入院から指定日までの間、外来の場合：指定日
調査組織	厚生労働省一都道府県一（保健所を設置する市・特別区）一保健所一報告者
調査周期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。）
実施期間又は提出期限	平成29年9月1日～平成30年1月上旬
調査事項	【入院の場合】指定日に入院している患者の入院から指定日までの間に関する事項 【外来の場合】指定日に外来で受療した患者に指定日に関する事項 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 入院・外来の種別等、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 紹介の状況、8. 来院時の状況、9. 病床の種別、10. 入院の状況
調査票－5	歯科診療所票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	歯科診療所
客体数／母集団数	約1,300／68,910（母集団数は、平成28年8月現在）

選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	医療施設基本ファイル
配 布 ・ 取 集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記 入	自計
把 握 時	指定日
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。）
実施期間又は提出期限	平成29年9月1日～平成30年1月上旬
調 査 事 項	指定日に外来で受療した患者に関する指定日における事項 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 外来の種別、5. 傷病名、6. 診療費等支払方法
調 査 票 - 6	病院退院票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	病院
客体数／母集団数	約6,500／8,449（母集団数は、平成28年8月現在）
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	医療施設基本ファイル
配 布 ・ 取 集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記 入	自計
把 握 時	平成29年の9月1か月間に退院した患者の入院から退院までの間
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。）
実施期間又は提出期限	平成29年9月1日～平成30年1月上旬
調 査 事 項	平成29年の9月1か月間に退院した患者の入院から退院までの間に関する事項 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 過去の入院の有無、5. 入院年月日、6. 退院年月日、7. 受療の状況、8. 診療費等支払方法、9. 病床の種別、10. 入院前の場所、11. 来院時の状況、12. 手術の有無、13. 転帰、14. 退院後の行き先
調 査 票 - 7	一般診療所退院票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	一般診療所
客体数／母集団数	約800／7,656（母集団数は、平成28年8月現在）
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	医療施設基本ファイル
配 布 ・ 取 集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記 入	自計
把 握 時	平成29年9月1か月間に退院した患者の入院から退院までの間
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－報告者
調 査 周 期	3年（ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。）
実施期間又は提出期限	平成29年9月1日～平成30年1月上旬
調 査 事 項	病院退院票に同じ

【調査名】	特定サービス産業実態調査
承認年月日	平成29年3月1日
実施機関	経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室
目的	サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、昭和48年に「昭和48年特定サービス業実態調査」の名称で実施され、対象業種は、毎年調査業種（物品賃貸業、情報サービス業、広告業）と年次別にローテーションする業種（知識関連産業、余暇関連産業、公害関連産業）によって構成されていたが、昭和54年からはさらに行政上必要な業種を追加していくこととし、調査の名称も「特定サービス産業実態調査」に改められた。</p> <p>また、平成3年から平成11年までは、①毎年調査業種（5業種）、②周期調査業種（3年周期で10業種）、③選択調査業種（毎年調査業種から2業種）のパターンにより実施され、平成12年からは、調査業種を「ビジネス支援産業」、「娯楽関連産業」及び「教養・生活関連産業」の3つのカテゴリーに分割し、各カテゴリーを原則として、3年に1回調査を行うこととした。</p> <p>平成18年には、①母集団情報を従来の業界団体名簿から事業所・企業統計調査名簿に変更するとともに、調査対象業種の分類区分を日本標準産業分類の小分類レベルに統一する、②調査周期については、従来一部業種を除き3年周期であったものを全ての業種について毎年調査する、③平成18年調査はビジネス支援産業の7業種を対象とする等の改正が行われ、実施された。</p> <p>平成18年調査における改正の基本的な考え方に即し、平成19年には4業種を、平成20年には10業種、平成21年には7業種を調査対象業種に追加するよう改正が行われた。（計28業種）さらに、平成22年には、調査方法としてオンライン調査が追加された。</p>
調査票の構成	特定サービス産業実態調査 調査票
公表	インターネット及び印刷物（調査期日から1年以内）
備考	今回の承認は、調査計画を実質的に変更するものではなく、調査計画上の集計事項を一覧表化するもの
調査票 - 1	特定サービス産業実態調査 調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>①日本標準産業分類の小分類に掲げる「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」、「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「その他の物品賃貸業」、「デザイン業」、「広告業」、「機械設計業」、「計量証明業」、「冠婚葬祭業」、「映画館」、「興行場（別掲を除く）、興行団」、「スポーツ施設提供業」、「公園、遊園地」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「機械修理業（電気機械器具を除く）」、「電気機械器具修理業」に属する事業所</p> <p>②日本標準産業分類の小分類に掲げる「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」、「クレジットカード業、割賦金融業」に属する企業</p>
客体数／母集団数	約55,000／約290,000
選定方法	無作為抽出
母集団情報	経済センサス - 活動調査結果名簿
配布・取集	郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年7月1日現在（なお、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日～12月31日までの1年間）

調 査 組 織	経済産業省－民間事業者－報告者
調 査 周 期	1年（ただし、経済センサス - 活動調査実施年は、本調査を実施しない。）
実施期間又は提出期限	一括調査企業：毎年8月15日、一括調査企業以外の事業所及び企業：毎年7月31日
調 査 事 項	1. 事業所名及び所在地、2. 企業名及び所在地、3. 本社の所在地、4. 経営組織及び資本金額又は出資金額、5. 本支社別、6. 事業の形態、7. 会社系統、8. 年間売上高、9. 年間契約高及び契約件数、10. 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、11. 入場者数、12. 会員数、13. 受講生数、14. 加盟店数、15. 施設、16. 従業者数

【調査名】	労働力調査
承認年月日	平成29年3月29日
実施機関	総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室
目的	国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、昭和21年9月に開始され、約1年間の試験的期間を経て、昭和22年7月から本格的に実施されている。平成14年1月からは、承認統計調査として別途実施されていた「労働力調査特別調査」を、本調査に統合して実施することとなった。</p> <p>平成25年10月に開催された国際労働機関（ILO）主催の第19回国際労働統計家会議において採択された就業等に関する決議に準拠し、新たな定義の失業者や未活用労働に係る新たな指標を作成する上で必要な情報を得るため、平成29年3月の統計委員会答申（諮問第101号の答申）を踏まえ、平成30年1月からは、調査事項の追加等を行うこととされた。</p>
調査票の構成	1－労働力調査 基礎調査票 2－労働力調査 特定調査票
公表	インターネット、印刷物及び閲覧（集計完了の都度）
備考	今回の承認は、平成30年1月以降の調査についての変更承認
調査票－1	労働力調査 基礎調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約40,000／約5000万 【世帯員】約110,000／約1億3000万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査調査区
配布・収集	調査員
記入	自計
把握時	毎月末日現在（ただし、12月は26日現在）、就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（ただし、12月は20日～26日までの1週間）
調査組織	総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査対象月の翌月3日（ただし、12月分に係る調査は12月29日）
調査事項	<p>1. 全ての世帯員に関する事項（15歳未満の世帯員については、1か月目に行う調査においてのみ対象とする。）（1）男女の別、（2）出生の年月、（3）世帯主との続柄</p> <p>2. 15歳以上の世帯員に関する事項（1）氏名、（2）配偶の関係、（3）調査の期日を最終日とする7日間における就業状態、（4）所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類、（5）所属の企業全体の従業者数、（6）仕事の種類、（7）勤めか自営かの別及び勤め先における呼称、（8）雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間、（9）1週間の就業時間及び就業日数、（10）1か月間の就業日数、（11）最近の求職活動の時期、（12）就業の可能性、（13）探している仕事の位置付け（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か）、（14）求職の理由</p> <p>3. 世帯に関する事項（1）15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数、（2）世帯員の異動状況（2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）</p>
調査票－2	労働力調査 特定調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び15歳以上の世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約10,000／約5000万 【世帯員】約25,000／約1億1000万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査調査区

配布・取集	調査員
記入	自計
把握時	毎月末日現在（ただし、12月は26日現在）、就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（ただし、12月は20日～26日までの1週間）
調査組織	総務省—都道府県—指導員・調査員—報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査対象月の翌月3日（ただし、12月分に係る調査は12月29日）
調査事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 15歳以上の世帯員に関する事項（1）氏名、（2）在学、卒業等教育の状況、（3）仕事からの年間収入 2. 就業者に関する事項（1）短時間就業及び休業の理由、（2）就業時間増減希望の有無、（3）現職に就いた時期、（4）今の雇用形態を選んだ理由、（5）転職などの希望の有無、（6）就業時間の増加及び仕事の追加の可否、（7）前職の有無 3. 失業者に関する事項（1）求職活動の方法、（2）求職活動の期間、（3）探している仕事の形態、（4）就職できない理由、（6）前職の有無 4. 非労働力人口に関する事項（1）就業希望の有無、（2）非求職の理由、（3）希望する又は内定している仕事の形態、（4）就業の可能性、（5）前職の有無 5. 前職のある者に関する事項（1）前職の従業上の地位及び雇用形態、（2）前職の事業の種類、（3）前職の仕事の種類、（4）前職の企業全体の従業者数、（5）前職をやめた時期、（6）前職をやめた理由

【調査名】	科学技術研究調査
承認年月日	平成 29 年 3 月 30 日
実施機関	総務省統計局統計調査部経済統計課
目的	我が国における科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、研究機関基本統計調査（指定統計第 61 号を作成するための指定統計調査）として、昭和 28 年 8 月に開始され、昭和 35 年 3 月、名称を科学技術研究調査に改めた。</p> <p>その後の改正点は、以下のとおりである。</p> <p>《昭和 35 年》①営利法人について、従来の研究機関単位の調査を改めて企業を単位とするとともに、特定産業を除く資本金 100 万円以上の全会社を母集団とする標本調査とした。②研究者について、専門別研究者数を調査項目に加えた。③各研究主体について、外部へ支出した研究費及び支出先を調査項目に加えた。④「主な研究分野」「研究従事者の給与」の調査項目を除いた。</p> <p>《昭和 40 年》会社等、研究機関について、性格別研究費を調査項目に加えた。</p> <p>《昭和 45 年》会社等について、製品分野及び特定目的別研究費を調査項目に加えた。</p> <p>《昭和 46 年》会社等について、営業利益高を、研究機関について特定目的別研究費を調査項目に加えた。</p> <p>《昭和 47 年》会社等について、技術交流に関する調査項目を加えた。</p> <p>《昭和 48 年》会社等について、技術交流の国別に関する調査項目を加えた。</p> <p>《昭和 49 年》①研究関係従事者及び専門別研究者について女性の区分を加えた。②大学等について性格別及び特定目的別研究費の調査項目を加えた。</p> <p>《昭和 51 年》会社等について、特定産業を除く資本金を 300 万円以上の会社を母集団とする標本調査に改めた。</p> <p>《昭和 52 年》承認統計として、新たにエネルギー研究調査を実施した。これに伴い、「特定目的別研究費」の「原子力開発」を本調査から分離した。</p> <p>《昭和 53 年》会社等、研究機関及び大学等の「外部から受け入れた研究費」の中に「特殊法人から」受け入れた研究費を、「外部へ支出した研究費」の中に「特殊法人へ」支出した研究費を調査項目として加えた。</p> <p>《昭和 55 年》会社等について、特定産業を除く資本金を 500 万円以上の会社を母集団とする標本調査に改めた。</p> <p>《昭和 57 年》承認統計として、新たにライフサイエンス研究調査を実施した。</p> <p>《昭和 60 年》日本標準産業分類の改訂に伴い、調査対象について大分類の名称変更等を行った。</p> <p>《平成 7 年》会社等について、特定産業を除く資本金 1000 万円未満の会社を対象外とした。</p> <p>《平成 8 年》エネルギー研究調査及びライフサイエンス研究調査の調査客対数を削減した。</p> <p>《平成 9 年》会社等について、ソフトウェア業を調査対象に加えた。</p> <p>《平成 11 年》附帯調査として実施してきた「エネルギー研究調査」及び「ライフサイエンス研究調査」を平成 11 年調査から中止することに伴い、「特定目的別研究費」の内訳として「ライフサイエンス」、「エネルギー」及び「エネルギー（うち原子力）」を追加した。</p> <p>《平成 14 年》調査対象産業の拡大、標本設計の変更、調査事項の変更を行った。</p> <p>《平成 24 年》標本設計の変更及び調査事項の変更を行った。</p> <p>《平成 26 年》調査事項の変更を行った。</p> <p>《平成 29 年》調査事項及び集計事項の変更を行った。</p>
調査票の構成	1－調査票甲（企業A） 2－調査票甲（企業B） 3－調査票乙（非営利団体・公的機関） 4－調査票丙（大学等）

公 表	インターネット及び印刷物（調査実施年の12月）
備 考	今回の承認は、平成29年以降の調査についての変更承認
調 査 票 - 1	調査票甲（企業A）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる次の産業を主たる事業とする資本金又は出資金が1億円以上の会社法（平成17年法律第86号。以下この調査において同じ。）に規定する会社 「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、 「卸売業、小売業」のうち中分類「各種商品卸売業」「繊維・衣服等卸売業」「飲食料品卸売業」「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」「機械器具卸売業」「その他の卸売業」、 「金融業、保険業」のうち中分類「銀行業」「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」（細分類「政府関係金融機関」を除く。）「金融商品取引業、商品先物取引業」「補助的金融業等」「保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）」、 「学術研究、専門・技術サービス業」のうち中分類「学術・開発研究機関」「専門サービス業（他に分類されないもの）」「技術サービス業（他に分類されないもの）」、 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち中分類「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」
客体数／母集団数	約8,000／約20,000
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	事業所母集団データベース及び過去の調査結果から作成した母集団名簿
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
記 入	自計
把 握 時	毎年3月31日現在（ただし、財務関係事項は、調査実施日又はこの直近の決算日から遡る1年間によって行う。）
調 査 組 織	【配布】総務省－民間事業者－報告者、【取集】報告者－総務省
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	毎年5月16日～7月15日
調 査 事 項	1. 名称、2. 所在地、3. 企業の現況、4. 従業者総数、5. 資本金、6. 総売上高、7. 国際技術交流の有無、8. 技術輸出及び技術輸入別相手先企業の国籍名及び金額、9. 研究実施の有無、10. 研究関係従業者数、11. 採用・転入研究者数、転出研究者数、12. 研究者の専門別内訳、13. 社内で使用した研究費、14. 性格別研究費、15. 製品・サービス分野別研究費、16. 特定目的別研究費、17. 社外から受け入れた研究費、18. 社外へ支出した研究費
調 査 票 - 2	調査票甲（企業B）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	調査票甲（企業A）と同じ範囲の産業を主たる事業とする資本金又は出資金が1千万円以上1億円未満の会社法に規定する会社
客体数／母集団数	約5,000／約500,000
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	事業所母集団データベース及び過去の調査結果から作成した母集団名簿
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
記 入	自計
把 握 時	毎年3月31日現在（ただし、財務関係事項は、調査実施日又はこの直近の決算日から遡る1年間によって行う。）
調 査 組 織	【配布】総務省－民間事業者－報告者、【取集】報告者－総務省
調 査 周 期	1年

実施期間又は提出期限	毎年5月16日～7月15日
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 企業の現況、4. 従業者総数、5. 資本金、6. 総売上高、7. 国際技術交流の有無、8. 技術輸出及び技術輸入別相手先企業の国籍名及び金額、9. 研究実施の有無、10. 研究関係従業者数、11. 採用・転入研究者数、転出研究者数、12. 研究者の専門別内訳、13. 社内で使用した研究費、14. 性格別研究費、15. 社外から受け入れた研究費、16. 社外へ支出した研究費
調査票－3	調査票乙（非営利団体・公的機関）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	①独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）の別表に掲げる特殊法人及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。）のうち科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置されたもの（特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）により独立行政法人となった法人のうち、独立行政法人となる前に産業連関表において生産活動主体分類が「産業」に分類されており、かつ研究を実施している法人を含む。） ②科学技術に関する試験研究又は調査研究を主たる目的としている法人 ③科学技術に関する試験研究又は調査研究を目的として設置されている国の機関、地方公共団体の施設
客体数／母集団数	約1,000
選定方法	全数
母集団情報	各府省庁及び地方公共団体から得られた新設・廃業等の更新情報を基に作成した名簿
配布・取集	郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年3月31日現在（ただし、財務関係事項は、調査実施日又はこの直近の決算日から遡る1年間によって行う。）
調査組織	【配布】総務省－民間事業者－報告者、【取集】報告者－総務省
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年5月16日～7月15日
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 研究実施の有無、4. 従業者総数、5. 支出総額、6. 主な事業及び研究の内容、7. 支所・分場の名称及び所在地、8. 研究内容の学問別区分、9. 研究関係従業者数、10. 採用・転入研究者数、転出研究者数、11. 研究者の専門別内訳、12. 内部で使用した研究費、13. 性格別研究費、14. 特定目的別研究費、15. 外部から受け入れた研究費、16. 外部へ支出した研究費
調査票－4	調査票丙（大学等）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学附置研究施設、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づく大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づく独立行政法人国立高等専門学校機構
客体数／母集団数	約4,000
選定方法	全数
母集団情報	文部科学省公表の資料を基に作成した名簿
配布・取集	郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年3月31日現在（ただし、財務関係事項は、調査実施日又はこの直近の決算日から遡る1年間によって行う。）

調 査 組 織	【配布】総務省－民間事業者－報告者、【取集】報告者－総務省
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	毎年5月16日～7月15日
調 査 事 項	1. 名称、2. 所在地、3. 大学等の種類、4. 分校・分場の名称及び所在地、5. 研究内容の学問別区分、6. 従業者数、7. 採用・転入研究者数、転出研究者数、8. 研究本務者の専門別内訳、9. 支出総額、10. 内部で使用した研究費、11. 性格別研究費、12. 特定目的別研究費、13. 外部から受け入れた研究費、14. 外部へ支出した研究費

2 一般統計調査の承認

[総括表]

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H29.3.10	受療行動調査	厚生労働大臣
H29.3.10	社会保障・人口問題基本調査	厚生労働大臣
H29.3.14	雇用動向調査	厚生労働大臣
H29.3.14	労使関係総合調査	厚生労働大臣
H29.3.27	中小企業実態基本調査	経済産業大臣
H29.3.29	外資系企業動向調査	経済産業大臣
H29.3.30	建設機械動向調査	経済産業大臣 国土交通大臣

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った一般統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	受療行動調査
承認年月日	平成29年3月10日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室受療行動統計係
目的	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を患者から調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	平成8年10月に第1回を実施し、以後、3年周期で実施されている。
調査票の構成	1-外来患者票 2-入院患者票
公表	インターネット及び印刷物（概況：平成30年10月、報告書：平成31年2月）
備考	今回の承認は、平成29年調査に関する変更承認
調査票 - 1	外来患者票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	病院の外来を受診した患者
客体数／母集団数	約128,000／1,356,000
選定方法	無作為抽出（母集団情報に基づき「患者調査」（厚生労働省実施の基幹統計調査）の報告者となる病院の中から無作為に抽出し、指定した1日に当該病院の外来を受診した患者全員に報告を求める。）
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・収集	【配布】調査員、【収集】調査員・郵送
記入	自計
把握時	平成29年10月第3週又は第4週（第2月曜の祝日の翌週）の火曜日～木曜日の3日間のうち医療施設ごとに指定した1日
調査組織	【配布】厚生労働省－都道府県－（保健所設置市・特別区）－保健所－調査員－報告者、 【収集】報告者－（調査員）－保健所－（保健所設置市・特別区）－都道府県－厚生労働省
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	平成29年11月末日（11月末日が土日となる調査実施年の場合は直前の平日）
調査事項	1. 性別、2. 生年月日、3. 診察等までの待ち時間、4. 診察時間、5. 来院の目的、6. 医師から受けた説明の程度、7. 生活習慣上の助言や指導、8. 病院を選んだ理由、9. 入院の有無、10. 外来の受診頻度、11. 満足度 等
調査票 - 2	入院患者票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	病院に入院中の患者
客体数／母集団数	約67,000／998,000
選定方法	無作為抽出（母集団情報に基づき「患者調査」（厚生労働省実施の基幹統計調査）の報告者となる病院の中から無作為に抽出し、指定した1日に当該病院に入院中の患者全員に報告を求める。）
母集団情報	医療施設基本ファイル
配布・収集	【配布】調査員、【収集】調査員・郵送
記入	自計
把握時	平成29年10月第3週又は第4週（第2月曜の祝日の翌週）の火曜日～木曜日の3日間のうち医療施設ごとに指定した1日
調査組織	【配布】厚生労働省－都道府県－（保健所設置市・特別区）－保健所－調査員－報告者、 【収集】：報告者－（調査員）－保健所－（保健所設置市・特別区）－都道府県－厚生労働省
調査周期	3年

実施期間又は提出期限	平成 29 年 11 月末日（11 月末日が土日となる調査実施年の場合は直前の平日）
調査事項	1. 性別、2. 生年月日、3. 病院を選んだ理由、4. 入院までの期間、5. 医師から受けた説明の程度、6. 生活習慣上の助言や指導、7. 今後の治療・療養の希望、8. 満足度 等

【調査名】	社会保障・人口問題基本調査
承認年月日	平成29年3月10日
実施機関	厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部
目的	<p>我が国の社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、社会保障及び人口問題に関する研究のための分析を行うとともに、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を提供することを目的とする。</p> <p>調査は、「生活と支え合いに関する調査」、「全国家庭動向調査」、「世帯動態調査」、「出生動向基本調査」及び「人口移動調査」の5つの調査で構成され、5年のローテーションで実施されている。</p> <p>このうち、「生活と支え合いに関する調査」は、人々の生活、家族関係と社会経済状態の実態、社会保障給付などの公的な給付と、社会ネットワークなどの私的な支援が果たしている機能を精査し、年金、医療・介護などの社会保障制度の喫緊の課題のみならずその長期的な在り方、社会保障制度の利用と密接に関わる個人の社会参加の在り方を検討するための基礎的資料を得ることを目的とする。</p>
沿革	本調査は、厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所が、その所掌する分野の分析を行うための調査として、従前、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集（承認統計調査）として個別にテーマローテーションで行っていた5調査について、平成23年調査から、一つの調査名（社会保障・人口問題基本調査）の下に位置付ける見直しを行ったものである。
調査票の構成	1－人口移動調査調査票 2－生活と支え合いに関する調査（世帯票） 3－生活と支え合いに関する調査（個人票） 4－全国家庭動向調査調査票 5－世帯動態調査調査票 6－出生動向基本調査票（夫婦用）（独身用）
公表	インターネット及び印刷物（生活と支え合いに関する調査：概要（平成30年7月）、報告書（平成31年3月））
備考	今回の承認は、平成29年度に行う「生活と支え合いに関する調査」についての変更承認
調査票－1	人口移動調査調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約15,000／約4900万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成23年国民生活基礎調査世帯名簿
配布・収集	調査員
記入	自計
把握時	平成23年7月1日
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成23年6月中旬～7月下旬
調査事項	1. 世帯及び世帯員の属性等、2. 世帯主及び世帯員の居住歴、3. 世帯主及び世帯員の過去（5年前及び1年前）の居住地及び将来（5年後）の居住地域（見直し）、4. 世帯主・配偶者の離家経験、5. 世帯主・配偶者の別の世帯にいる親の居住地、6. 世帯主の別の世帯にいる子の属性、7. 出生地及び現住地
調査票－2	生活と支え合いに関する調査（世帯票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯

客体数／母集団数	約 15,000／約 5300 万
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	国民生活基礎調査世帯名簿
配 布 ・ 取 集	調査員
記 入	自計
把 握 時	平成 29 年 7 月 1 日現在
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者
調 査 周 期	5 年
実施期間又は提出期限	平成 29 年 6 月中旬～7 月上旬
調 査 事 項	1. 住宅の状況、2. 暮らし向き、3. 世帯員の状況 等
調 査 票 - 3	生活と支え合いに関する調査（個人票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	18 歳以上の世帯員
選 定 方 法	無作為抽出（無作為抽出された「生活と支え合いに関する調査（世帯票）」の対象世帯に普段住んでいる 18 歳以上の全ての世帯員）
母 集 団 情 報	国民生活基礎調査世帯名簿
配 布 ・ 取 集	調査員
記 入	自計
把 握 時	平成 29 年 7 月 1 日現在
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者
調 査 周 期	5 年
実施期間又は提出期限	平成 29 年 6 月中旬～7 月上旬
調 査 事 項	1. 健康・医療・介護・年金の状況、2. 働き方、3. 報告者の属性（性別、出生年月、兄弟姉妹の有無、学歴、暮らし向き）、4. 家族と社会との関係、5. 両親との経済的關係、6. 子どもとの関係 等
調 査 票 - 4	全国家庭動向調査調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	約 15,000／約 4900 万
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	平成 25 年国民生活基礎調査世帯名簿
配 布 ・ 取 集	調査員
記 入	自計
把 握 時	平成 25 年 7 月 1 日
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者
調 査 周 期	5 年
実施期間又は提出期限	平成 25 年 6 月中旬～7 月中旬
調 査 事 項	1. 世帯の構成（世帯の人数、報告者からみた世帯員各自との続柄等、結婚経験の女性の有無、報告者の婚姻関係）、2. 夫婦の生年月、兄弟姉妹数、健康状態、最終学歴、3. 仕事の有無、仕事に就いた時期、勤め先の規模、雇用保険または共済組合への加入について、通勤時間、労働時間、家を出る時刻、帰宅する時刻、4. はじめての仕事について（従業上の地位、従業先規模、仕事に就いた時期、現在も続けているか、新しい仕事について）、5. 現在の結婚について（結婚生活をはじめた年月、婚姻届の有無、名乗っている（いた）姓、夫妻の初再婚の別、結婚することが決まった時の仕事について等）、6. 子どもに関する事項（子どもの人数・生年

	月・性別、子どもとの同居等の状況)、7. 出産と仕事のかかわり方について、8. 18歳以上の子どもについて、9. 両親について(親の生年月・学歴・就業状況、現在の状況、親の生存状況、現在の仕事、親との会話頻度、交通手段、親に対する手伝い・世話の状況、親への経済的支援の状況)、10. 親の要介護度、親に対する介護の状況、現在の入院・入所の状況、11. 介護と仕事のかかわりについて、12. 相談や手助けを頼んだかどうか(出産・育児・介護・経済面・子育て・夫婦について)、13. 出産・育児や介護での不安や苦勞、14. 家庭機能の実態他
調査票 - 5	世帯動態調査調査票
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	平世帯及び世帯員
客体数/母集団数	【世帯】約15,000/約5200万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成26年国民生活基礎調査世帯名簿
配布・収集	調査員
記入	自計
把握時	平成26年7月1日
調査組織	厚生労働省一都道府県一(保健所を設置する市・特別区)一保健所一調査員一報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成26年6月中旬～7月中旬
調査事項	1. 世帯の属性と変化に関する事項、2. ライフコース・イベントと世帯内地位の変化、3. 親の基本属性と居住関係、4. 子の基本属性と居住関係
調査票 - 6	出生動向基本調査票(夫婦用)
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	妻の年齢が50歳未満の夫婦
客体数/母集団数	約7,800/約1268万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成27年国民生活基礎調査世帯名簿
配布・収集	調査員
記入	自計
把握時	平成27年6月1日
調査組織	厚生労働省一都道府県一(保健所を設置する市・特別区)一保健所一調査員一報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成27年6月中旬～7月中旬(奈良県郡山保健所管内における調査のみ平成28年2月中旬)
調査事項	1. 夫婦(及び両親)の人口学的・社会経済的属性(夫婦の出生年月、夫婦の学歴、夫婦の職歴、夫婦の現在の仕事と収入、両親の出生年、両親との同別居、夫婦の兄弟姉妹数)、2. 夫婦の結婚過程に関する事項(結婚年月(生活を始めた、届け出)、初再婚の別、夫婦の出会い・婚約時期、同棲期間、夫婦の出会いのきっかけ)、3. 夫婦の妊娠・出産・健康に関する事項(夫婦の子ども数、夫婦の妊娠・出産歴、理想子ども数、追加予定子ども数、希望時期、予定子ども数、持つつもりの子どもの数を実現できない原因、理想子ども数を持ってない理由、不妊の悩み、不妊治療経験、以前の結婚の子ども数と出生年月、再婚経験者の初婚・離死別の時期)、4. 妻の就業と出産・子育てに関する事項(子どもを持ったときの妻の就労状況)、5. 出産後の保育環境・保育資源に関する事項(育児期の両親との同別居・手助け状況、育児期の制度・施設の利用状況・居住地)、6. 妻の結婚・子ども・家族に関する意識(家族形成に関する考え方)、7. 出産後の職業に関する事項(結婚をしている女性で仕事をしていない女性の就業希望、結婚をしている未子出産後の就業の有無、等)

調査票 - 7	出生動向基本調査票（独身用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	18歳以上50歳未満の独身男女
客体数／母集団数	約12,700／約2513万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成27年国民生活基礎調査世帯名簿
配布・取集	調査員
記入	自計
把握時	平成27年6月1日
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所を設置する市・特別区）－保健所－調査員－報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成27年6月中旬～7月中旬（奈良県郡山保健所管内における調査のみ平成28年2月中旬）
調査事項	1. 独身者（及び両親）の人口学的・社会経済的属性（出生年月、性別、学歴、本人・両親の仕事、現在の仕事と収入、両親の出生年、両親との同別居、両親の学歴、兄弟姉妹数）、2. 結婚への意欲・態度及びその背景に関する事項（結婚の利点、独身の利点、結婚意欲、結婚の条件、結婚への障害、独身でいる理由）、3. 異性関係・パートナーシップに関する事項（結婚経験、初婚時期、離死別時期、性交渉経験、同棲経験・期間、子ども数、希望子ども数、異性との交際状況・希望、交際相手との出会い（時期・きっかけ・相手の状況）、4. ライフコースに対する考え方（将来のライフコース）、5. 結婚・子ども・家族に関する意識（家族形成に関する考え方、生活スタイル）、6. 結婚の意思がない独身者の背景に関する事項（以前の結婚意思、結婚意思変化の可能性）

【調査名】	雇用動向調査
承認年月日	平成29年3月14日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
目的	主要産業における入職、離職と未充足求人状況並びに入職者、離職者について個人別に属性、入職・離職に関する事情等を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>昭和23年に「雇用状態調査」が実施された後、昭和27年には「労働異動調査」が、昭和31年には「失業者帰趨調査」が実施され、ともに昭和38年まで継続して行われた。</p> <p>しかし、これらはいずれも産業、規模等の範囲に制約があり限られたものであった。そこで昭和39年に、それまで実施していた「労働異動調査」、「失業者帰趨調査」を発展的に拡大整備し、雇用労働力の流動状況を明らかにする調査として「雇用動向調査」を上半期（1月～6月）、下半期（7月～12月）に分けて年2回の調査として実施することになった。</p> <p>その後、我が国における労働力需要の実態を明らかにするために昭和44年から実施していた「求人等実態調査」を、昭和50年から「雇用動向調査附帯調査」として「雇用動向調査」と併せて実施してきたが、平成11年から「雇用動向調査」に統合した。</p> <p>平成25年には、従前の労働局を通じた調査員調査を、民間委託による郵送調査に変更された。</p>
調査票の構成	1－事業所票（上半期） 2－事業所票（下半期） 3－入職者票 4－離職者票
公表	インターネット及び印刷物（「調査結果の概況」（上半期結果：調査実施年12月、下半期結果及び調査年結果：調査実施翌年の8月）、「調査結果報告書」（調査実施翌々年の2月））
備考	今回の承認は、平成29年度以降の調査に関する変更承認
調査票－1	事業所票（上半期）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類の大分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（ただし、小分類「家事サービス業」を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（ただし、中分類「外国公務」を除く。）に属する常用労働者5人以上の事業所
客体数／母集団数	約15,000／約186万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	事業所規模30人以上の事業所：事業所母集団データベース（平成25年次フレーム）、事業所規模5～29人の事業所：毎月勤労統計調査調査区内事業所
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年1月～6月（ただし、調査事項の3及び4については、毎年6月末日現在）
調査組織	厚生労働省－民間事業者－報告者
調査周期	半年
実施期間又は提出期限	調査実施年の6月20日～7月12日
調査事項	1. 事業所の名称、所在地、主な生産品の名称又は事業の内容及び企業全体の常用労働者数、2. 性、雇用形態、就業形態別常用労働者及び出向者の異動状況、3. 性、年齢階級及び就業形態別常用労働者数、4. 職業、就業形態別常用労働者数及び未充足求人数
調査票－2	事業所票（下半期）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	事業所票（上半期）に同じ

客体数／母集団数	約 15,000／約 186 万
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	事業所規模 30 人以上の事業所：事業所母集団データベース（平成 25 年次フレーム）、 事業所規模 5～29 人の事業所：毎月勤労統計調査調査区内事業所
配 布 ・ 取 集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記 入	自計
把 握 時	毎年 7 月～12 月
調 査 組 織	厚生労働省－民間事業者－報告者
調 査 周 期	半年
実施期間又は提出期限	調査実施年の 12 月 11 日～調査実施翌年の 1 月 14 日
調 査 事 項	1. 事業所の名称、所在地、主な生産品の名称又は事業の内容及び企業全体の常用労働者数、 2. 性、雇用形態、就業形態別常用労働者及び出向者の異動状況
調 査 票 - 3	入職者票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	事業所票の調査客体となった事業所に入職した者
客体数／母集団数	【上半期調査】約 110,000／約 775 万、【下半期調査】約 62,000／約 775 万
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	事業所票の調査客体となった事業所
配 布 ・ 取 集	郵送
記 入	自計
把 握 時	上半期調査：毎年 1 月～6 月、下半期調査：毎年 7 月～12 月
調 査 組 織	【配布】厚生労働省－民間事業者－事業所票対象事業所－報告者、 【取集】報告者－民間事業者－厚生労働省
調 査 周 期	半年
実施期間又は提出期限	上半期調査：調査実施年の 7 月 9 日～8 月 26 日 下半期調査：調査実施翌年の 1 月 8 日～2 月 26 日
調 査 事 項	1. 属性に関する事項（性、年齢、学歴及び卒業時期）、2. 入職に関する事項（求職活動でのインターネットの利用の有無、入職経路、就業形態、職業、前職の有無、入職前の勤め先の所在地又は入職前の居住地及び在籍の有無）、3. 前職に関する事項（産業、職業、従業上の地位、離職期間、企業規模、前の勤め先を辞めた理由、現在の勤め先を選んだ理由及び転職による賃金変動状況）
調 査 票 - 4	離職者票 様式 4 号
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	事業所票の調査客体となった事業所を離職した者
客体数／母集団数	【上半期調査】約 88,000／約 713 万、【下半期調査】約 71,000／約 713 万
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	事業所票の調査客体となった事業所
配 布 ・ 取 集	郵送
記 入	自計
把 握 時	上半期調査：毎年 1 月～6 月、下半期調査：毎年 7 月～12 月
調 査 組 織	【配布】厚生労働省－民間事業者－事業所票対象事業所－報告者 【取集】報告者－民間事業者－厚生労働省
調 査 周 期	半年
実施期間又は提出期限	上半期調査：調査実施年の 7 月 9 日～8 月 26 日 下半期調査：調査実施翌年の 1 月 8 日～2 月 26 日

調 査 事 項	1. 属性に関する事項（性、年齢、学歴及び卒業時期）、 2. 離職直前の雇用状況に関する事項（就業形態、職業、勤続期間及び離職理由）
---------	---

【調査名】	労使関係総合調査
承認年月日	平成29年3月14日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
目的	<p>【労働組合基礎調査】我が国における全ての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにすることを目的とする。</p> <p>【労使間の交渉等に関する実態調査】労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で行われる団体交渉、労働争議及び労働協約の締結等の実態等を明らかにすることを目的とする。</p>
沿革	<p>昭和22年に「労働組合調査」として実施された後、23年からは「労働組合基本調査」として毎年実施されていたが、58年からは、47年及び52年に実施された労使コミュニケーション調査を統合して現在の名称となった。</p> <p>その後も、労働組合の実態に関して把握する調査として、内容を変更しつつ継続的に行われてきたが、平成25年からは①労働組合基礎調査、②労働組合活動等に関する実態調査、③労使間の交渉等に関する実態調査、④労使コミュニケーション調査の4種類に調査体系を見直し、①の労働組合基礎調査については毎年実施、②～④の3調査についてはローテーション（②及び③は2年又は3年周期、④は5年周期）により実施されている。</p>
調査票の構成	1－労働組合基礎調査票 2－労使間の交渉等に関する実態調査票
公表	<p>【労働組合基礎調査】インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の12月中旬、詳細：調査実施翌年の3月下旬）</p> <p>【労使間の交渉等に関する実態調査】インターネット及び印刷物（概要：平成30年6月下旬、詳細：平成30年11月中旬）</p>
備考	今回の承認は、平成29年度における「労働組合基礎調査」と「労使間の交渉等に関する実態調査」の実施に関する変更承認
調査票－1	労働組合基礎調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	全ての産業の労働組合（国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む。）。
客体数／母集団数	約63,000
選定方法	全数
配布・収集	<p>【配布】職員（都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員）・郵送</p> <p>【収集】職員（都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員）・郵送・オンライン</p>
記入	自計
把握時	毎年6月30日現在
調査組織	厚生労働省－都道府県労政主管課－労政主管事務所－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月1日～7月20日
調査事項	1. 労働組合の種類、2. 存廃等区分、3. 新設又は解散等の理由、4. 適用法規、5. 労働組合の正式名称及び代表者の氏名、6. 労働組合事務所の所在地、7. 男女別労働組合員数、8. 直上組合の名称及び所在地、9. 労働組合本部の名称及び所在地、10. 労働組合員が所属する事業所の主要生産品名又は主要事業の内容、11. 企業の名称、12. 企業の全常用労働者数、13. 加盟上部組合の組織系統、14. 構成組合の名称、所在地及び労働組合員数（ただし、労働組合の種類によっては、一部の事項について調査しない。）
調査票－2	労使間の交渉等に関する実態調査票
対象範囲（地域）	全国

対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する民営事業所における労働組合員 30 人以上の労働組合（単位組織組合及び単一組織組合（本部組合、連合扱組合及び支部等の単位扱組合（ただし、合同労組を除く。）） 「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」
客体数／母集団数	約 5,200／約 28,200
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成 28 年労使関係総合調査（労働組合基礎調査）によって把握された労働組合
配布・取集	職員（都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員）・郵送
記入	自計
把握時	平成 29 年 6 月 30 日現在
調査組織	厚生労働省一都道府県労政主管課一労政主管事務所一報告者
調査周期	2 年又は 3 年
実施期間又は提出期限	平成 29 年 7 月 1 日～7 月 20 日
調査事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働組合の属性に関する事項（1）労働組合の種類、（2）企業外上部組織（産業別組織）加盟の有無、（3）企業外上部組織（地域別組織）加盟の有無、（4）労使協議機関の有無、（5）苦情処理機関の有無、（6）労働組合の組織率階級 2. 労働組合の組織状況に関する事項（1）正社員以外の労働者の有無及び比率階級、（2）就業形態別労働者・組合員の有無、組合加入資格の有無 3. 労使間交渉事項等に関する事項（過去 3 年間における事項別労使間の交渉の状況、事項別労働協約改定等の状況） 4. 団体交渉に関する事項（1）過去 3 年間における団体交渉の実施の有無、1 年平均交渉回数、1 回平均所要時間、交渉形態、（2）過去 3 年間に団体交渉が行われなかった場合、その理由 5. 労働争議に関する事項（1）過去 3 年間における労働争議の有無、（2）過去 3 年間における争議行為、第三者機関の関与の状況、（3）過去 3 年間に争議行為がなかった場合、その理由、（4）過去 3 年間に労働争議がなかった場合、その理由 6. 労使間の諸問題の解決手段に関する事項（労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段） 7. 労使関係についての認識に関する事項（労使関係維持についての認識） 8. 正社員以外の労働者に関する事項（1）過去 1 年間における事項別話し合いの状況、（2）事項別労働協約による規定の状況 9. 労働協約の締結状況に関する事項（1）労働協約の締結の有無、（2）正社員以外の労働者への労働協約の適用状況、（3）労働協約の周知方法、（4）労働協約の締結主体、（5）労働協約の事項別規定の有無及び規定の種類 10. 労働協約の運営状況に関する事項（人事に関する事項別の労働組合の関与状況） 11. 労働協約の承継に関する事項（1）過去 3 年間における企業組織の再編等の実施の有無、（2）企業組織の再編等に伴う労働協約の承継についての話し合い状況

【調査名】	中小企業実態基本調査
承認年月日	平成29年3月27日
実施機関	中小企業庁事業環境部企画課調査室
目的	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第10条の規定（定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならないとする旨の規定）に基づき、中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行うことを目的とする。
沿革	<p>中小企業基本法の規定に基づいて、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するための調査として、平成16年から毎年実施している。</p> <p>本調査の開始に当たっては、それまで実施してきた「中小企業経営調査」及び「商業・サービス業設備投資動向調査」（いずれも承認統計調査）並びに「商工業実態基本調査」（指定統計調査）を廃止・統合（一部）し、新たな承認統計調査として創設した。</p> <p>その後、新統計法の施行に伴い、一般統計調査として移行した。</p>
調査票の構成	1－調査票甲 法人企業用 2－調査票甲 個人事業者用 3－調査票乙
公表	インターネット（速報：調査実施翌年3月下旬）、インターネット及び印刷物（確報：調査実施翌年7月下旬、中小企業白書：調査実施翌年4月下旬）
備考	今回の承認は、平成29年以降の調査についての変更承認
調査票－1	調査票甲 法人企業用
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、本調査計画に掲げる業種及び規模に属する企業（個人事業者を除く。）から選定した企業
客体数／母集団数	約28,000／約319万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	事業所母集団データベース
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年3月31日現在
調査組織	中小企業庁－民間事業者－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月下旬～11月中旬
調査事項	1. 企業の概要、2. 決算、3. 仕入先・販売先、4. 工事の受注、5. 受託の状況、6. 委託の状況、7. 中小企業の会計に関する基本要領
調査票－2	調査票甲 個人事業者用
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、本調査計画に掲げる業種及び規模に属する企業（個人事業者に限る。）から選定した企業

客体数／母集団数	約22,000／約319万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	事業所母集団データベース
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年3月31日現在
調査組織	中小企業庁－民間事業者－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月下旬～11月中旬
調査事項	1. 企業の概要、2. 決算、3. 仕入先・販売先、4. 工事の受注、5. 受託の状況、6. 委託の状況
調査票－3	調査票乙
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、本調査計画に掲げる業種及び規模に属する企業（個人事業者を除く。）から選定した企業
客体数／母集団数	約59,000／約319万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	事業所母集団データベース
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年3月31日現在
調査組織	中小企業庁－民間事業者－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月下旬～11月中旬
調査事項	1. 企業の概要、2. 決算、3. 仕入先・販売先、4. 工事の受注、5. 受託の状況、6. 委託の状況、7. 中小企業の会計に関する基本要領

【調査名】	外資系企業動向調査
承認年月日	平成29年3月29日
実施機関	経済産業省貿易経済協力局貿易振興課
目的	我が国における外資系企業の経営動向を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の推進に資するための基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	昭和42年から調査を開始し、以後、毎年実施している。 平成7年調査から、経済産業省企業活動基本調査（経済産業省所管の基幹統計調査）の調査対象にもなっている企業については、同調査の調査票情報を活用することで、本調査の調査事項の一部についての記入を省略し、報告者負担の軽減を図っている。
調査票の構成	1-外資系企業動向調査票
公表	インターネット及び印刷物（外資系企業動向調査の概況：調査実施翌年の3月下旬、外資系企業の動向：調査実施翌年の6月下旬）
備考	今回の承認は、平成29年以降の調査についての変更承認
調査票 - 1	外資系企業動向調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	毎年3月末時点で以下に掲げる①又は②のいずれかを満たす企業及び基準となる期日の属する年度中に①又は②のいずれかを満たしていた企業 ① 外国投資家が、株式又は持分の3分の1超を所有している企業であって、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業、 ② 外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している国内法人が出資する企業であって、外国投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が、当該企業の株式又は持分の3分の1超となり、かつ、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業
客体数／母集団数	約6,000
選定方法	全数
母集団情報	前回調査結果の名簿、経済産業省企業活動基本調査の調査票情報及び外資系企業総覧（東洋経済新聞社）を基に補正し、解散・撤退等により調査対象外と判明した企業を削除した名簿
配布・収集	郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年3月31日現在（年度実績を求める項目については、調査実施の前年度の実績）
調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月下旬～8月31日
調査事項	1. 企業の概要等、2. 操業状況等、3. 雇用の状況（常時従業者数）、4. 事業所の種類・機能、5. 売上高、6. 仕入高、7. 費用等の状況、8. 収益の状況、9. 資産の状況、10. 日本企業との業務提携、11. 今後1年間の雇用見通し、12. 日本での今後の事業展開

【調査名】	建設機械動向調査
承認年月日	平成29年3月30日
実施機関	経済産業省製造産業局産業機械課、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課
目的	建設業等に対する建設機械の販売台数等を調査して国内における建設機械保有台数の現況並びに流通現況の実態を明らかにし、建設機械需要の予測、災害復旧の対応能力の推定等、建設機械行政の基礎資料として活用することを目的とする。
沿革	経済産業省及び国土交通省が、国内における建設機械の保有台数及び流通状況の実態を明らかにすることを目的に、昭和51年度から平成元年度まで毎年、平成2年度から2年周期で行っているものである。
調査票の構成	1－建設機械動向調査票
公表	インターネット及び印刷物（平成29年の11月までに公表）
備考	1. 今回の承認は、平成29年以降の調査についての変更承認 2. 本調査は、従前、2年周期で行われてきたものであるが、調査事項や調査方法など早急に対応すべき課題があることから、今回の承認については「1回限り」とし、次回調査の実施の際に、改めて申請を要することとした。
調査票－1	建設機械動向調査3票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	あらかじめ定める規格の建設機械について、 ① 当該建設機械を製造かつ販売している企業 ② 当該建設機械を輸入し、国内に販売している企業
客体数／母集団数	約90
選定方法	全数
母集団情報	（一社）日本建設機械工業会及び（一社）日本建設機械施工協会の会員企業、環境対策型建設機械等の形式届出資料
配布・収集	【配布】郵送・オンライン、【収集】郵送・オンライン・FAX
記入	自計
把握時	平成28年3月31日現在 （新品建設機械の販売台数については、平成27年度1年間の実績）
調査組織	国土交通省一報告者
調査周期	1回限り
実施期間又は提出期限	平成29年3月～4月
調査事項	1. 企業名、2. 企業の所在地、3. 新品建設機械の販売台数、4. 使用者の所有する建設機械に対する管理台数

3 届出統計調査の届出

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体数(注2)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
(1)新規	北九州市・障害者の就労に関する調査	H29.3.6	北九州市保健福祉局障害福祉部障害者就労支援室	障害者雇用の更なる拡大、工賃アップ等を推進する観点から、企業に対する調査を行い、企業に対する障害者の就労支援に関する提案の検討に資することを目的とする。	北九州市全域	1	4,200社	有意抽出	郵送	1回限り	平成29年3月上旬～3月中旬
	水道水の利用に関するアンケート調査	H29.3.14	仙台市水道局給水部計画課	仙台市の将来的な水需要を推計するための基礎データを収集することを目的とする。	仙台市水道事業給水区域内(仙台市の一部、富谷市の一部)	1	4,000世帯	無作為抽出	郵送・オンライン	1回限り	平成29年4月下旬～5月下旬
	観光拠点開発エリア来訪者へのアンケート調査	H29.3.15	北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課	小倉城周辺及び閉門地域における観光拠点の開発に係る事業のKPIや整備効果測定的基础資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	2	400人	無作為抽出	調査員	1回限り	平成29年3月12日、18日、26日
	教職員の勤務状況調査	H29.3.17	埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課	学校現場の業務改善について検討し、今後の負担軽減の取組の参考とするために、教職員の勤務状況を把握することを目的とする。	埼玉県全域	1	3,000人	無作為抽出	オンライン	1回限り	平成29年5月16日～7月15日
	障がいのある方の運動・スポーツ活動に関する調査	H29.3.27	長野県健康福祉部障がい者支援課	次期「長野県スポーツ推進計画」の策定及び障がい者スポーツ振興施策の検討資料等とすることを目的とする。	長野県全域	1	1,500人	無作為抽出	郵送	1年	毎年5月上旬～6月下旬
	平成29年度市民利用施設の使用料等の見直しに関する市民アンケート	H29.3.27	北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課	北九州市公共施設マネジメント実行計画の進め方や使用料等の見直しについて、検討を進める上での基礎資料とするため、無作為抽出アンケートにより、市民の意識を調査することを目的とする。	北九州市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年5月上旬頃～5月下旬頃
	長野県障がいのある方の実態調査	H29.3.30	長野県健康福祉部障がい者支援課	次期長野県障がい者プラン(障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める平成30年度から平成35年度の計画)の策定に当たり、県内に在住する障がいのある方に対して生活の実態等について調査・分析を行い、計画の策定検討に係る基礎資料を得ることを目的とする。	長野県全域	1	2,000人	無作為抽出	郵送	6年	平成29年5月1日～5月31日
	北九州市未就業女性の活躍戦略策定事業に係るアンケート調査	H29.3.30	北九州市総務局女性の輝く社会推進室女性活躍推進課	北九州市における女性の活躍を推進し、地域活力の維持向上を図るため、女性の就労に関する実態調査を実施し、育児等で離職するなどした女性や就業継続を希望する女性の現状や課題、企業が女性人材を獲得する上での課題等について、情報集約・分析を行うことを目的とする。	北九州市全域	1	20,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年4月下旬～5月中旬
	ひきこもりに関するアンケート	H29.3.31	大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課	大阪府民生児童委員協議会及び各地区民生委員児童委員協議会のご協力により、府内で活動されている民生委員・児童委員の方を対象に、ひきこもり等青少年についての把握状況やお考え等をお聞きし、今後の施策展開の基礎資料とする。	大阪府全域	1	13,700人	全数	郵送	1回限り	平成29年5月～7月
(2)変更	長崎県商品流通調査	H29.3.3	長崎県県民生活部統計課	長崎県が作成する「平成27年長崎県産業連関表」作成のための基礎資料を得るため、商品流通状況の把握を目的とする。	長崎県全域	1	700事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年7月24日～8月31日

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体数(注2)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
	地域ブランドベンチマーク調査	H29.3.15	福井県観光営業部 ブランド営業課新ブランド推進グループ	ふくいブランド推進施策の立案に向けて現状分析の精度を高めるとともに、ふくいブランドの核となる地域ブランドを創造するため、県外消費者に対し地域ブランドのブランド力を調査し、施策の評価、分析、立案につなげるための参考資料とすることを目的とする。	関東(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)、中京(愛知県、岐阜県、三重県)、関西(大阪府、京都府、兵庫県)	1	3,000人	無作為抽出	オンライン	1年	毎年3月下旬
	青森県人口移動統計調査	H29.3.17	青森県企画政策部 統計分析課	青森県内の人口移動の実態を常時適確に把握することを目的とする(「住民基本台帳人口移動報告(総務省所管の業務統計)」で把握しない事項について、追加的に把握するもの)。	青森県全域	1	200人	全数	職員	住民票の異動届出が行われた日(平成29年4月以降)	住民票の異動届出が行われた日の当日

注1) 「対象地域」「客体の選定方法」「調査方法」「周期」又は「調査の実施期間又は調査票の提出期限」が複数ある場合には、全てを記載している。

注2) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。('のべ'の場合もある。)